

第 94 号議案

豊後大野市内山観音周辺観光施設条例の一部改正について

豊後大野市内山観音周辺観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市内山観音周辺観光施設については、施設の老朽化が著しく利用の実態がないことから一部を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市内山観音周辺観光施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市内山観音周辺観光施設条例(平成 17 年豊後大野市条例第 198 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「

長者の里

」 を削る。

別表第 2 長者の里の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。